

2024年8月30日

各位

会社名 : 株式会社じもとホールディングス (コード番号:7161 東証スタンダード市場)

代表者名:取締役社長鈴木隆問合せ先:総合企画部長小林祐介

(TEL. 0 2 2 - 7 2 2 - 0 0 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を 2024 年 9 月 27 日開催 予定の臨時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、会社法第 322 条第1項第1号に基づき、本件につきましては、普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様、及びE種優先株主様に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1. 定款一部変更について

(1)変更の理由

当社は、国から資本参加を受けた公的資金のうち、当社連結子会社である株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)が 2009 年に資本参加を受けた 200 億円(当社 C種優先株式、震災特例)につきまして、本年9月に返済期限を迎えます。

しかしながら、既に2024年4月26日に公表し、同年6月20日開催の定時株主総会において報告しましたとおり、2024年3月期に当社及びきらやか銀行において多額の赤字を計上したことなどから、当社において、当該公的資金の返済が困難であると判断し、国との間で返済期日の見直しを含む協議を進めてまいりました。

今般、国との協議を踏まえ、当社C種優先株式の返済期日の見直しを含めて、当社C種優先株式に係る定款を一部変更するものであります。なお、当社C種優先株式に関する定款変更の内容は、当社及びきらやか銀行が国に提出する公的資金に係る経営強化計画に記載しており、当該変更の効力発生は、同計画が国の承認を得ることを条件といたします。

このほか、当社E種優先株式の発行要項に基づく条文の追加修正、他条文の一部削除を行う ものでございます。

以上の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会並びに 2024 年 9 月 27 日開催予定の普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様及びE種優先株主様に係る各種類株主総会の承認可決により効力が生じるものであります。

(2) 公的資金・当社C種優先株式の内容の一部変更

①普通株式を対価とする取得請求権にかかる取得請求期間及び下限取得価額(第17条)

	変更前	変更後	
取得請求期間の終期	平成 36 年 9 月 30 日 (参考: 2024 年 9 月 30 日)	令和 19 年 9 月 30 日 (参考: 2037 年 9 月 30 日)	
下限取得価額	55 円 (株式併合による調整前)	272円 (株式併合による調整後)	

(変更理由:取得請求期間の終期)

C種優先株式の返済期日については、2024年9月30日(平成36年9月30日)を、13年後の2037年9月30日(令和19年9月30日)に変更いたします。

この期日は、きらやか銀行が金融仲介機能を十分に発揮できる自己資本比率を維持する 観点のほか、今後の同行の収益計画、及び同行が資本を受入れておりますD種優先株式(100 億円、返済期日 2037 年 12 月 28 日) 等にかかる事情を総合的に検討したものです。

これに伴い、C種優先株式の取得請求期間の終期を 13 年後の 2037 年 9 月 30 日 (令和 19 年 9 月 30 日) に変更いたします。

(変更理由:下限取得価額)

当社の直近の株価水準を踏まえ、C種優先株式の普通株式を対価とする取得請求及び一 斉取得に係る取得価額の下限価額を272円(株式併合による調整後)に変更いたします。

なお、当社は、2020年10月1日に10株を1株に併合する株式併合を実施しておりますが、変更前の下限取得価額55円は、株式併合による調整を行う前の価額であり、現在の下限取得価額は514円(株式併合による調整後)となっております。

②発行可能株式総数(第6条)

変更前	変更後
210,000,000 株	250, 000, 000 株
普通株式 210,000,000 株	普通株式 250,000,000 株

(変更理由)

上記①の下限取得価額の変更に伴い、今後、潜在株式数を考慮した普通株式数が、現在の発行可能株式総数 210,000,000 株を超過することから、発行可能な株式数を増加するため、当社定款を一部変更するものです。

なお、現在の当社発行済株式総数は 72,840,263 株であり、変更案の発行可能株式総数 250,000,000 株は、会社法第 113 条第 3 項 (4 倍ルール) の範囲内 (291,361,052 株以内) となっております。

③優先配当金にかかる C 種優先配当年率 (第13条)

変更前	変更後
	令和6年4月1日に開始する事業年度以降
	の各事業年度に係るC種優先配当年率
(追加)	預金保険機構が当該事業年度において公
	表する優先配当年率としての資金調達コ
	ストに等しい年率

(変更理由)

C種優先株式の返済期日を2037年9月30日(令和19年9月30日)に変更することに伴い、優先配当に係る定めについて追加を行うものです。

(3) 当社E種優先株式の内容の一部変更

当社は、金融機能強化法(新型コロナウイルス特例)に基づく公的資金の申請にあたり、2022年6月23日付で定款一部変更(第3章の2「E種優先株式」にかかる条項新設)を行っております。

その後、当社は、2023 年 9 月 29 日に金融機能強化法(新型コロナウイルス特例)に基づく、国(株式会社整理回収機構)を引受先とする第三者割当増資により、E種優先株式18,000,000 株を発行しております。この際に定めました当該E種優先株式の発行要項の内容について、定款に追加、修正を行うものであります。

(4) 一部条文の削除

第16条に定める第I種優先株式は、当社連結子会社である株式会社仙台銀行(以下「仙台銀行」といいます。)が発行する、当社のB種優先株式に対応する株式であります。

この第 I 種優先株式については、当社の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、仙台銀行において 2023 年 3 月 24 日に当該優先株式を自己株式として取得のうえ、同日付ですべてを消却しております。このため、定款に定める当該第 I 種優先株式にかかる文言を削除するものです。

<ご参考1> じもとホールディングスの公的資金一覧

- 1-1 返済期日の見直しを行う公的資金
- (1) 当社が、受け入れている公的資金の一覧は下表のとおりです。
- (2) 今回、返済期日の見直しを行う公的資金は、当社がC種優先株式を発行することによって、きらやか銀行が2009年9月30日に受け入れた200億円であります。

1-2 取得請求期間

- (1) 当社が発行している優先株式には、現金で買い取って取得する方法のほかに、優先株式の代わりに普通株式を交付して取得する方法を定款に定めております。
- (2) 国(整理回収機構)が、この普通株式を交付して取得する方法による取得を請求できる期間(取得請求期間)の終期が、公的資金の返済期日に相当するものです。
- (3) 今回の返済期日の見直しにあたっては、当該C種優先株式の取得請求期間の終期を延長することになったものです。

NO	資本受入日	資本受入先	形式	総 額 (残存額)	取得請	求期間	公的資金 内容
1	2009年 9月30日	きらやか 銀行	転換型優先株 【C種優先株式】	200 億円(200 億円)	(始期) 2012 年 12 月 29 日	(終期) 2024年 9月30日 ↓ 2037年 9月30日 【変更後】	震災特例 ※2012 年に A種 (本則) を返済しC 種 (震災特 例)を発行
2	2011年9月30日	仙 台銀行	転換型優先株 【B種優先株式】	300 億円 (300 億円)	(始期) 2013 年 4月1日	(終期) 2036年 9月30日	震災特例
3	2012年12月28日	きらやか 銀行	転換型優先株 【D種優先株式】	100 億円	(始期) 2013 年 6月 29 日	(終期) 2037年 12月28日	震災特例
4	2023 年 9月 29日	きらやか 銀行	転換型優先株 【E種優先株式】	180 億円 (180 億円)	(始期) 2024年 10月1日	(終期) 2048年 9月30日	新型コロナ 特例
総 額 合計 (残存額 合計)				億円 ^{億円)}			

<ご参考2> 変更案の発行可能株式総数の算定根拠

2-1 下限取得価額

- (1) 優先株式の代わりに普通株式を交付して取得する方法を選択する際に備え、予め普通株式 の株価を参考に取得価額の下限を定めています。
- (2) C種優先株式を発行した当時の下限取得価額は55円(株式併合による調整前)であり、 現在の下限取得価額は514円(株式併合による調整後)となっておりましたが、今回、直 近の当社株価水準を踏まえて、272円(株式併合による調整後)に変更いたします。
- (3) 今回、下限取得価額を引き下げることで、今後、C種優先株式について普通株式を対価と する取得請求が行われた場合に交付する株式数(潜在株式数)が増加することになります。

2-2 発行可能株式総数

- (1) 当社の発行可能株式総数は、210,000,000 株となっております。
- (2) 種類株式のうち普通株式発行済株式総数は 26,840,263 株であります。
- (3) B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式について、各発行要項において規定する下限取得価額(ただし、C種優先株式は今回変更する下限取得価額)をもとに算出した普通株式の潜在株式数は217,373,905株でございます。
- (4) このため当社が、新たに必要となる普通株式発行可能株式総数は、上記(2)(3)を加算した244,214,168株となり、現在の普通株式発行可能株式総数210,000,000株を超過することになります。
- (5) 以上のことから、新たに必要となる普通株式発行可能株式総数 244,214,168 株をもとに、 定款変更案として、普通株式発行可能株式総数 250,000,000 株、発行可能株式総数 250,000,000 株とするものでございます。

	発行済株式総数	下限取得価額を もとに算出した 普通株式の潜在株式数	新たに必要となる 普通株式 発行可能株式総数
普通株式	26, 840, 263	-	26, 840, 263
B種優先株式	13, 000, 000	68, 965, 517	68, 965, 517
C種優先株式	10,000,000	(%1) 73, 529, 411	73, 529, 411
D種優先株式	5, 000, 000	7, 209, 805	7, 209, 805
E種優先株式	18, 000, 000	(%2) 67, 669, 172	67, 669, 172
計	72, 840, 263	217, 373, 905	244, 214, 168

^(※1) C種優先株式の下限取得価額をもとに算出した普通株式の潜在株式数は、下限取得価額を今回変 更案である 272 円で算出しております。

(※2) E種優先株式は2023年9月29日に発行しておりますが、当該株式の発行要項に定める普通株式 を対価とする取得請求期間の始期は2024年10月1日であります。

2. 定款変更の日程

(1)取締役会決議日

2024年8月30日

(2) 臨時株主総会決議日

2024年9月27日 (予定)

(3) 普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様、およびE種優先株主様 に係る各種類株主総会決議日 2024年9月27日(予定)

(4) 効力発生日

2024年9月27日(予定)

3. 定款変更の内容

変更の内容は、下記記載のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 変更案

第1章 総則

第1条~第5条 (条文省略)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>210,000,000</u>株とし、 当会社の各種類株式の発行可能種類株式総数は次の とおりとする。

> 普通株式 <u>210,000,000</u>株 B 種優先株式 13,000,000 株 C 種優先株式 20,000,000 株 D 種優先株式 20,000,000 株 E 種優先株式 20,000,000 株

第7条~第12条 (条文省略)

第3章 B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式 (優先配当金)

第13条 当会社は、第46条に定める剰余金の配当を行うと きは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」 という。) の最終の株主名簿に記載または記録され たB種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式 を有する株主(以下「優先株主」という。) または B 種優先株式、C 種優先株式および D 種優先株式の 登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」とい う。) に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株 主名簿に記載または記録された当会社の普通株式 (以下「普通株式」という。) を有する株主(以下 「普通株主」という。) および普通株式の登録株式 質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に 先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金 の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下 「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当年 率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準日の属 する事業年度において優先株主または優先登録株 式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金 を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかか る優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1章 総則

第1条~第5条 (現行どおり)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>250,000,000</u>株とし、 当会社の各種類株式の発行可能種類株式総数は次の とおりとする。

> 普通株式 <u>250,000,000</u>株 B 種優先株式 13,000,000 株 C 種優先株式 20,000,000 株 D 種優先株式 20,000,000 株 E 種優先株式 20,000,000 株

第7条~第12条 (現行どおり)

第3章 B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式 (優先配当金)

第13条 当会社は、第46条に定める剰余金の配当を行うと きは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」 という。) の最終の株主名簿に記載または記録され たB種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式 を有する株主(以下「優先株主」という。) または B 種優先株式、C 種優先株式および D 種優先株式の 登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」とい う。) に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株 主名簿に記載または記録された当会社の普通株式 (以下「普通株式」という。) を有する株主(以下 「普通株主」という。) および普通株式の登録株式 質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に 先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金 の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下 「優先配当金」という。) を行う。ただし、配当年 率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準目の属 する事業年度において優先株主または優先登録株 式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金 を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかか る優先中間配当金の額を控除した額とする。

B 種優先株式

1株につき B 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額 (「B 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 1,500 円を 6.5 で除した金額とするが、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。) に、B 種優先配当年率を乗じて算出した額。

「B種優先配当年率」とは、

(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

B 種優先配当年率=初年度 B 種優先配当金 ÷ B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当 額

上記の算式において「初年度 B 種優先配当金」とは、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、B 種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。)とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降 の各事業年度に係るB種優先配当年率

> B 種優先配当年率=預金保険機構が当該 事業年度において公表する優先配当年率 としての資金調達コスト(ただし、預金保 険機構が当該事業年度において優先配当 年率としての資金調達コストを公表しな い場合には、直前事業年度までに公表した 優先配当年率としての資金調達コストの うち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR (12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「B種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

変更案

B 種優先株式

1株につき B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (「B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 1,500 円を 6.5 で除した金額とするが、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)に、B 種優先配当年率を乗じて算出した額。

「B種優先配当年率」とは、

(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率=初年度B種優先配当金 ÷B種優先株式1株当たりの払込金額相当 額

上記の算式において「初年度 B 種優先配当金」とは、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、B 種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。)とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降 の各事業年度に係るB種優先配当年率

> B 種優先配当年率=預金保険機構が当該 事業年度において公表する優先配当年率 としての資金調達コスト(ただし、預金保 険機構が当該事業年度において優先配当 年率としての資金調達コストを公表しな い場合には、直前事業年度までに公表した 優先配当年率としての資金調達コストの うち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての 資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原 則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年 度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率 としての資金調達コストをいう。ただし、優 先配当年率としての資金調達コストが日本円 TIBOR (12ヶ月物) または8%のうちいずれか 低い方(以下「B種優先株式上限配当率」と いう。)を超える場合には、B種優先配当年率 はB種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

C 種優先株式

1株につき C 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額 (「C 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 200 円とするが、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、C 種優先配当年率を乗じて算出した額。「C 種優先配当年率」とは、

- (i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率
 - C 種優先配当年率=初年度 C 種優先配当金 ÷ C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当 額

上記の算式において「初年度 C 種優先配当金」とは、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円 TIBOR(12ヶ月物)(ただし、C 種優先株式の発行日の直前の 4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)を C 種優先配当年率決定日として算出する。)に 1.15%を加えた割合(%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。)とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の 各事業年度に係るC種優先配当年率

C 種優先配当年率=日本円 TIBOR(12 ヶ月

変更案

上記のただし書において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

C種優先株式

1株につき C 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額 (「C 種優先株式 1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 200 円とするが、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、C 種優先配当年率を乗じて算出した額。「C 種優先配当年率」とは、

- (i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率
 - C 種優先配当年率=初年度 C 種優先配当金 ÷ C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当 額

上記の算式において「初年度 C 種優先配当金」とは、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円 TIBOR (12 ヶ月物) (ただし、C 種優先株式の発行日の直前の 4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)を C 種優先配当年率決定日として算出する。)に 1.15%を加えた割合(%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。)とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の 各事業年度に係るC種優先配当年率

C 種優先配当年率=日本円 TIBOR(12ヶ月

物)+1.15%

なお、平成25年4月1日に開始する事業年度 以降の各事業年度に係るC種優先配当年率 は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4 位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円 TIBOR(12ヶ月 物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀 行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以 下「C 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本 円 TIBOR) として一般社団法人全銀協 TIBOR 運 営機関(ただし、トーキョー・インター・バ ンク・オファード・レートの公表主体が、一 般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団 体になった場合には、当該他の団体に読み替 える。) によって公表される数値またはこれに 準ずるものと認められるものを指すものとす る。

(新設)

変更案

なお、平成25年4月1日に開始する事業年度 以降の各事業年度に係る C 種優先配当年率 は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4

位を四捨五入する。

物)+1.15%

上記の算式において「日本円 TIBOR(12ヶ月 物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀 行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以 下「C 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本 円 TIBOR) として一般社団法人全銀協 TIBOR 運 営機関(ただし、トーキョー・インター・バ ンク・オファード・レートの公表主体が、一 般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団 体になった場合には、当該他の団体に読み替 える。) によって公表される数値またはこれに 準ずるものと認められるものを指すものとす

(iii) 令和6年4月1日に開始する事業年度以降の 各事業年度に係るC種優先配当年率

> C 種優先配当年率=預金保険機構が当該事 業年度において公表する優先配当年率と しての資金調達コスト(ただし、預金保険 機構が当該事業年度において優先配当年 率としての資金調達コストを公表しない 場合には、直前事業年度までに公表した 優先配当年率としての資金調達コストの

うち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての 資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、 毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に 係る震災特例金融機関等の優先配当年率とし ての資金調達コストに等しい年率をいう。 ただし、優先配当年率としての資金調達コス トが日本円 TIBOR(12ヶ月物)または8%のうち いずれか低い方(以下「C 種優先株式上限配当 率」という。)を超える場合には、C 種優先配当 年率はC種優先株式上限配当率とする。 上記の但書において「日本円 TIBOR(12ヶ月 物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀 行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・

現行定款変更案

インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

D 種優先株式

1株につき D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(「D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 200 円とするが、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、D 種優先配当年率を乗じて算出した額。「D 種優先配当年率」とは、

(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D 種優先配当年率=初年度 D 種優先配当金 ÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当 額

上記の算式において「初年度 D 種優先配当金」とは、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、D 種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。)とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降 の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

D 種優先株式

1株につき D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(「D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 200 円とするが、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、D 種優先配当年率を乗じて算出した額。「D 種優先配当年率」とは、

(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D 種優先配当年率=初年度 D 種優先配当金 ÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当 額

上記の算式において「初年度 D 種優先配当金」とは、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、D 種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。)とする。

(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降 の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての 資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、 毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に 係る震災特例金融機関等の優先配当年率とし ての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「D 種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、D 種優先配当年率は D 種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円 TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

- ② ある事業年度においてB種優先株式、C種優先株式 およびD種優先株式のいずれかの種類の優先株式の 優先株主または優先登録株式質権者に対して支払 う金銭による剰余金の配当の額が当該優先株式の 優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌 事業年度以降に累積しない。
- ③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。 ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる 会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7 号ロに規定される剰余金の配当または当会社がす る新設分割手続の中で行われる会社法第763条第1 項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロ に規定される剰余金の配当についてはこの限りで はない。

第 14 条~第 15 条 (条文省略)

(優先株式の議決権)

変更案

上記の算式において「優先配当年率としての 資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、 毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に 係る震災特例金融機関等の優先配当年率とし ての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「D 種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、D 種優先配当年率は D 種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円 TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として一般社団法人全銀協 TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

- ② ある事業年度においてB種優先株式、C種優先株式 およびD種優先株式のいずれかの種類の優先株式の 優先株主または優先登録株式質権者に対して支払 う金銭による剰余金の配当の額が当該優先株式の 優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌 事業年度以降に累積しない。
- ③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優 先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。 ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる 会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7 号口に規定される剰余金の配当または当会社がす る新設分割手続の中で行われる会社法第763条第1 項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロ に規定される剰余金の配当についてはこの限りで はない。

第 14 条~第 15 条 (現行通り)

(優先株式の議決権)

- 第16条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議 決権を行使することができない。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各優先株式の優先株主は、当該優先株式に係る優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下本条において同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、当該議案が定時株主総会終結の時から、当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第1種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時から、B種優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

- 第17条 優先株主は、各優先株式について、次に定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当会社が当該優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。
 - B 種優先株式 平成 25 年 4 月 1 日から平成 48 年 9 月 30 日まで
 - C 種優先株式 平成 24 年 12 月 29 日から<u>平成 36 年</u> 9 月 30 日まで
 - D 種優先株式 平成 25 年 6 月 29 日から平成 49 年 12 月 28 日まで

ただし、次項に基づき交付される普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。上記のただし書において「行使可能株式数」とは、(i)取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当会

変更案

- 第16条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議 決権を行使することができない。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各優先株式の優先株主は、当該優先株式に係る優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下本条において同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、当該議案が定時株主総会終結の時から、当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(削除)

(普通株式を対価とする取得請求権)

- 第17条 優先株主は、各優先株式について、次に定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当会社が当該優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。
 - B 種優先株式 平成 25 年 4 月 1 日から平成 48 年 9 月 30 日まで
 - C 種優先株式 平成 24 年 12 月 29 日から<u>令和 19 年</u> <u>9 月 30 日</u>まで
 - D 種優先株式 平成 25 年 6 月 29 日から平成 49 年 12 月 28 日まで

ただし、次項に基づき交付される普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。上記のただし書において「行使可能株式数」とは、(i)取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当会

現行定款変更案

社の発行可能株式総数から、取得請求日における 当会社の発行済株式総数および取得請求日におけ る新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の 初日が到来していないものを除く。) の新株予約権 者が当該新株予約権の行使により取得することと なる株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日に おける当会社の普通株式に係る発行可能種類株式 総数から、取得請求日における当会社の普通株式 に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該 取得請求権の取得請求期間の初日が到来していな いものを除く。) の株主が取得請求権の行使により 取得することとなる普通株式の数、取得条項付株 式の株主が取得事由の発生により取得することと なる普通株式の数および新株予約権(当該新株予 約権の権利行使期間の初日が到来していないもの を除く。) の新株予約権者が新株予約権の行使によ り取得することとなる普通株式の数を控除した数 の、いずれか小さい方をいう。

② 当会社は、前項に基づく優先株式の取得と引換え に、優先株主が取得の請求をした優先株式数に次に 定める金額(ただし、当該優先株式につき、株式の 分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに 類する事由があった場合には、適切に調整される。) を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数 の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取 得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当た って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第 167条第3項に従ってこれを取扱う。

B 種優先株式 1,500 円を 6.5 で除した金額

C 種優先株式 200 円

D 種優先株式 200 円

(i) B種優先株式の当初の取得価額は、平成25 年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時 価」とは、平成25年4月1日(当日を含ま ない。)に先立つ5連続取引日の株式会社東 京証券取引所における当会社の普通株式の 毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」と いう。)の平均値(終値のない日数を除く。) に相当する金額(円位未満小数第1位まで算 出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。) とする。ただし、当該時価が第6項に定める 下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額 とする。

社の発行可能株式総数から、取得請求日における 当会社の発行済株式総数および取得請求日におけ る新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の 初日が到来していないものを除く。) の新株予約権 者が当該新株予約権の行使により取得することと なる株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日に おける当会社の普通株式に係る発行可能種類株式 総数から、取得請求日における当会社の普通株式 に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該 取得請求権の取得請求期間の初日が到来していな いものを除く。) の株主が取得請求権の行使により 取得することとなる普通株式の数、取得条項付株 式の株主が取得事由の発生により取得することと なる普通株式の数および新株予約権(当該新株予 約権の権利行使期間の初日が到来していないもの を除く。) の新株予約権者が新株予約権の行使によ り取得することとなる普通株式の数を控除した数 の、いずれか小さい方をいう。

② 当会社は、前項に基づく優先株式の取得と引換え に、優先株主が取得の請求をした優先株式数に次に 定める金額(ただし、当該優先株式につき、株式の 分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに 類する事由があった場合には、適切に調整される。) を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数 の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取 得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当た って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第 167条第3項に従ってこれを取扱う。

B 種優先株式 1,500 円を 6.5 で除した金額

C 種優先株式 200 円

D 種優先株式 200 円

(i) B種優先株式の当初の取得価額は、平成25 年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時 価」とは、平成25年4月1日(当日を含ま ない。)に先立つ5連続取引日の株式会社東 京証券取引所における当会社の普通株式の 毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」と いう。)の平均値(終値のない日数を除く。) に相当する金額(円位未満小数第1位まで算 出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。) とする。ただし、当該時価が第6項に定める 下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額 とする。 現行定款変更案

- (ii) C種優先株式の当初の取得価額は、C種優先株式の発行目の時価とする。C種優先株式の発行目の時価とは、平成24年12月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- (iii) D種優先株式の当初の取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当会社の普通株式の終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- ④ 取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、第7項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断

- (ii) C種優先株式の当初の取得価額は、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、平成24年12月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- (iii) D種優先株式の当初の取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当会社の普通株式の終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。
- ④ 取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、第7項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断

する金額に調整される。

- ⑤ 取得価格には上限を設けない。
- ⑥ 取得<u>価格</u>の下限(以下「下限取得価額」という。) は次に定める金額とする。
 - B 種優先株式 302 円を 6.5 で除した金額
 - C 種優先株式 55 円
 - D 種優先株式 148円

ただし、次項による調整を受ける。

① イ.各優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

(i)取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に 定義する。以下同じ。)を下回る払込金額を もって普通株式を発行または自己株式であ る普通株式を処分する場合(無償割当ての 場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式 の交付を請求できる取得請求権付株式もし くは新株予約権(新株予約権付社債に付さ れたものを含む。以下本項において同じ。) その他の証券(以下「取得請求権付株式等」 という。)、または当会社の普通株式の交付 と引換えに当会社が取得することができる 取得条項付株式もしくは取得条項付新株予 約権その他の証券(以下「取得条項付株式 等」という。)が取得または行使され、これ に対して普通株式が交付される場合を除 く。) 調整後取得価額は、払込期日(払込期 間が定められた場合は当該払込期間の末日 とする。以下同じ。) (無償割当ての場合は その効力発生日) の翌日以降、または株主 に募集株式の割当てを受ける権利を与える ためもしくは無償割当てのための基準日が ある場合はその日の翌日以降、これを適用

変更案

する金額に調整される。

- ⑤ 取得価額には上限を設けない。
- ⑥ 取得<u>価額</u>の下限(以下「下限取得価額」という。) は次に定める金額とする。
 - B 種優先株式 302 円を 6.5 で除した金額
 - C 種優先株式 272 円
 - D 種優先株式 148円

ただし、次項による調整を受ける。

⑦ イ.各優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合 (C種優先株式については、令和6年9月27日以降に次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合に限る。) には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

調整後
$$_{\rm B}$$
 取得価額 $_{\rm B}$ 取得価額 $_{\rm B}$ 取得価額 $_{\rm B}$ $_{\rm C}$ 取得価額 $_{\rm B}$ $_{\rm C}$ $_{$

(i)取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に 定義する。以下同じ。)を下回る払込金額を もって普通株式を発行または自己株式であ る普通株式を処分する場合(無償割当ての 場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式 の交付を請求できる取得請求権付株式もし くは新株予約権(新株予約権付社債に付さ れたものを含む。以下本項において同じ。) その他の証券(以下「取得請求権付株式等」 という。)、または当会社の普通株式の交付 と引換えに当会社が取得することができる 取得条項付株式もしくは取得条項付新株予 約権その他の証券(以下「取得条項付株式 等」という。)が取得または行使され、これ に対して普通株式が交付される場合を除 く。) 調整後取得価額は、払込期日(払込期 間が定められた場合は当該払込期間の末日 とする。以下同じ。) (無償割当ての場合は その効力発生日)の翌日以降、または株主 に募集株式の割当てを受ける権利を与える ためもしくは無償割当てのための基準日が ある場合はその日の翌日以降、これを適用

する。

(ii)株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii)取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本号、下記(iv) および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。)をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式 等の払込期日(新株予約権の場合は割当日) (無償割当ての場合はその効力発生日)に、 または株主に取得請求権付株式等の割当て を受ける権利を与えるためもしくは無償割 当てのための基準日がある場合はその日 に、当該取得請求権付株式等の全部が当初 の条件で取得または行使されて普通株式が 交付されたものとみなして取得価額調整式 を適用して算出し、その払込期日(新株予 約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は その効力発生日)の翌日以降、またはその 基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv)当会社が発行した取得請求権付株式等に、 価額がその発行日以降に修正される条件 する。

(ii)株式の分割をする場合

変更案

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii)取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本号、下記(iv) および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。)をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日) (無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv)当会社が発行した取得請求権付株式等に、 価額がその発行日以降に修正される条件

(本イ.または下記ロ.と類似する希薄化 防止のための調整を除く。)が付されている 場合で、当該修正が行われる日(以下「修 正日」という。)における修正後の価額(以 下「修正価額」という。)が取得価額調整式 に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当 該取得請求権付株式等の全部が修正価額で 取得または行使されて普通株式が交付され たものとみなして取得価額調整式を適用し て算出し、当該修正日の翌日以降これを適 用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当 該修正日の前に上記(iii)または本 (iv)による調整が行われていない場 合
 - 調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第4項による取得価額の修正が行われている場合調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定において は、調整係数は、上記(iii)または本 (iv)による直前の調整を行う前の下 限取得価額を当該調整後の下限取得 価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当 該修正日の前に上記(iii)または本 (iv)による調整が行われている場合 であって、当該調整後、当該修正日ま での間に、第4項による取得価額の修 正が行われていない場合 調整係数は、上記(iii)または本(iv)に 変更案

(本イ.または下記ロ.と類似する希薄化 防止のための調整を除く。)が付されている 場合で、当該修正が行われる日(以下「修 正日」という。)における修正後の価額(以 下「修正価額」という。)が取得価額調整式 に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当 該取得請求権付株式等の全部が修正価額で 取得または行使されて普通株式が交付され たものとみなして取得価額調整式を適用し て算出し、当該修正日の翌日以降これを適 用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当 該修正日の前に上記(iii)または本 (iv)による調整が行われていない場 合
 - 調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第4項による取得価額の修正が行われている場合調整係数は1とする。ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は1上記(iii)または本

ただし、下限取得価額の鼻定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当 該修正日の前に上記(iii)または本 (iv)による調整が行われている場合 であって、当該調整後、当該修正日ま での間に、第4項による取得価額の修 正が行われていない場合 調整係数は、上記(iii)または本(iv)に

よる直前の調整を行う前の取得価額 を当該調整後の取得価額で除した割 合とする。

(v)取得条項付株式等の取得と引換えに取得価 額調整式に使用される時価を下回る価額を もって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これ を適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi)株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生 日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である 普通株式に係り減少した普通株式数を除 く。)を負の値で表示して交付普通株式数と みなして取得価額調整式を適用して算出 し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.(i)取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本項に準じて調整する。
 - (ii)取得価額調整式に使用する「調整前取得価

変更案

よる直前の調整を行う前の取得価額 を当該調整後の取得価額で除した割 合とする。

(v)取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合調整後取得価額は、取得日の翌日以降これ

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi)株式の併合をする場合

を適用する。

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生 日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である 普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数と みなして取得価額調整式を適用して算出 し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.(i)取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本項に準じて調整する。
 - (ii)取得価額調整式に使用する「調整前取得価

額」は、調整後取得価額を適用する日の前 日において有効な取得価額とする。

- (iii)取得価額調整式に使用する「既発行普通株 式数」は、基準日がある場合はその日(上 記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日 において交付されたものとみなされる普 通株式数は含まない。)の、基準日がない 場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ 月前の日の当会社の発行済普通株式数(自 己株式である普通株式数を除く。) に当該 取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた 普通株式であって未だ交付されていない 普通株式数(ある取得請求権付株式等につ いて上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調 整が初めて適用される日(当該日を含む。) からは、当該取得請求権付株式等に係る直 近の上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調 整に先立って適用された上記イ. (iii)また は(iv)に基づく調整により「交付普通株式 数」とみなされた普通株式数は含まない。) を加えたものとする。
- (iv)取得価額調整式に使用する「1 株当たりの 払込金額」とは、上記イ. (i)の 場合に は、当該払込金額 (無償割当ての場合は 0 円)(金銭以外の財産による払込みの場合 には適正な評価額)、上記イ. (ii)および (vi)の場合には 0 円、上記イ. (iii)ないし (v)の場合には価額 (ただし、(iv)の場合 は修正価額)とする。
- 二. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株 式数」とは、調整後取得価額を 適用する日の

変更案

- 額」は、調整後取得価額を適用する日の前 日において有効な取得価額とする。
- (iii)取得価額調整式に使用する「既発行普通株 式数」は、基準日がある場合はその日(上 記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日 において交付されたものとみなされる普 通株式数は含まない。)の、基準日がない 場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ 月前の日の当会社の発行済普通株式数(自 己株式である普通株式数を除く。) に当該 取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた 普通株式であって未だ交付されていない 普通株式数(ある取得請求権付株式等につ いて上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調 整が初めて適用される日(当該日を含む。) からは、当該取得請求権付株式等に係る直 近の上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調 整に先立って適用された上記イ. (iii)また は(iv)に基づく調整により「交付普通株式 数」とみなされた普通株式数は含まない。) を加えたものとする。
- (iv)取得価額調整式に使用する「1 株当たりの 払込金額」とは、上記イ. (i)の 場合に は、当該払込金額(無償割当ての場合は0 円)(金銭以外の財産による払込みの場合 には適正な評価額)、上記イ. (ii)および (vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし (v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合 は修正価額)とする。
- 二. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株 式数」とは、調整後取得価額を 適用する日の

既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- へ. 上記イ. (i)ないし(ii)において、当該各行 為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為 が当該基準日以降に開催される当会社の株主 総会における一定の事項に関する承認決議を 停止条件としている場合には、上記イ. (i) ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得 価額は、当該承認決議をした株主総会の終結 の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2 文を適用する前の調整後取得価額と調整前取 得価額との差額が1円未満にとどまるときは、 取得価額の調整は、これを行わない。ただし、 その後取得価額調整式による取得価額の調整 を必要とする事由が発生し、取得価額を算出 する場合には、取得価額調整式中の調整前取 得価額に代えて調整前取得価額からこの差額 を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2 位までを算出し、その小数第2位を切り捨て る。)を使用する。
- ® 第3項ないし第7項に定める取得価額(第19条に 定める一斉取得価額を含む。以下本項において同 じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株 主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、 その算定が困難となる場合または算定の結果が不 合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価 額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をと るものとする。

第 18 条~第 19 条 (条文省略)

第3章の2 E 種優先株式

(E 種優先配当金)

第 19 条の 2 当会社は、第 46 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された E 種優先株式を有する株主(以下「E 種優先株主」という。)または E 種優先株式の登録株式質権者(以下「E

変更案

既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- へ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2 文を適用する前の調整後取得価額と調整前取 得価額との差額が1円未満にとどまるときは、 取得価額の調整は、これを行わない。ただし、 その後取得価額調整式による取得価額の調整 を必要とする事由が発生し、取得価額を算出 する場合には、取得価額調整式中の調整前取 得価額に代えて調整前取得価額からこの差額 を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2 位までを算出し、その小数第2位を切り捨て る。)を使用する。
- ⑧ 第3項ないし第7項に定める取得価額(第19条に定める一斉取得価額を含む。以下本項において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

第18条~第19条 (現行どおり)

第3章の2 E 種優先株式

(E 種優先配当金)

第19条の2 当会社は、第46条に定める剰余金の配当をするときは、<u>優先期末配当基準日</u>の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)またはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先

種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通 株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優 先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払 込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株 式の分割、株式無償割当て、株式の併合または これに類する事由があった場合には、適切に調 整される。)に、E種優先株式の発行に先立って 取締役会の決議によって定める配当年率を乗じ て算出した額の金銭による剰余金の配当(かか る配当により支払われる金銭を、以下「E種優先 配当金」という。)を行う。ただし、配当年率は、 8%を上限とし、当該基準日の属する事業年度に おいてE種優先株主またはE種優先登録株式質 権者に対して第19条の3に定めるE種優先中間 配当金を支払ったときは、その額を控除した額 とする。

(新設)

変更案

登録株式質権者」という。) に対し、普通株主お よび普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式 1株につき、E 種優先株式1株当たりの払込金額 相当額(「E 種優先株式1株当たりの払込金額相 当額 | とは、当初は 1,000 円とするが、E 種優先株 式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の 併合またはこれらに類する事由があった場合に は、適切に調整される。)に、次に定める配当年率 (以下「E種優先配当年率」という。) を乗じて 算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算 出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「E 種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、 配当年率は8%を上限とし、当該基準日の属する 事業年度においてE種優先株主またはE種優先 登録株式質権者に対して第19条の3に定めるE 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を 控除した額とする。

「E種優先配当年率」とは、

(i) 2024 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係 るE種優先配当年率

> E種優先配当年率=初年度E種優先配 当金÷E種優先株式1株当たりの払込 金額相当額

> (ただし、E種優先株式につき、株式 の分割、株式無償割当て、株式の併合 またはこれに類する事由があった場合 には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度E種優先配当金」とは、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記の定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、E種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、185/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

(ii) 2024 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降 の各事業年度に係る E 種優先配当年率

(新設)

現行定款 変更案 E種優先配当年率=預金保険機構が当 該事業年度において公表する優先配当 年率としての資金調達コスト(ただし、 預金保険機構が当該事業年度において 優先配当年率としての資金調達コスト を公表しない場合には、直前事業年度 までに公表した優先配当年率としての 資金調達コストのうち直近のもの) 上記の算式において「優先配当年率とし ての資金調達コスト」とは、預金保険機 構が、原則、毎年7月頃を目途に公表す る直前事業年度に係る新型コロナ感染症 特例金融機関等の優先配当年率としての 資金調達コストをいう。 ただし、優先配当年率としての資金調達 コストが日本円 TIBOR (12ヶ月物) また は8%のうちいずれか低い方(以下「E 種優先株式上限配当率」という。) を超え る場合には、E種優先配当年率はE種優 先株式上限配当率とする。 <u>上記の但書において「日本円 TIBOR(12 ヶ</u> 月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該 日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業 日)の午前11 時における日本円12ヶ月物 トーキョー・インター・バンク・オファ ード・レート(日本円 TIBOR)として一般社 団法人全銀協 TIBOR 運営機関 (ただし、

- ② ある事業年度において E 種優先株主または E 種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当が E 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ E 種優先株主または E 種優先登録株式質権者に 対しては、E 種優先配当金の額を超えて剰余金の 配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分
- ② ある事業年度において E 種優先株主または E 種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当が E 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

③ E 種優先株主または E 種優先登録株式質権者に 対しては、E 種優先配当金の額を超えて剰余金の 配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分

割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(E 種優先中間配当金)

第19条の3 当会社は、第47条に定める中間配当金をするときは、<u>当該中間配当に係る基準日</u>の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、各事業年度におけるE種優先配当金の額の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「E種優先中間配当金」という。)を行う。

(E 種優先株主に対する残余財産の分配)

第19条の4 当会社<u>は、</u>残余財産を分配するときは、E 種優 先株主またはE 種優先登録株式質権者に対し、 普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E 種優先株式1株につき、<u>E 種優先株式1株当た</u> りの払込金額相当額を踏まえてE 種優先株式の 発行に先立って取締役会の決議によって定める 額の金銭を支払う。

(新設)

② E 種優先株主または E 種優先登録株式質権者に

変更案

割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法<u>第</u>763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(E 種優先中間配当金)

第19条の3 当会社は、第47条に定める中間配当金をするときは、優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、各事業年度におけるE種優先配当金の額の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「E種優先中間配当金」という。)を行う。

(E 種優先株主に対する残余財産の分配)

第19条の4 当会社の残余財産を分配するときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、1,000円(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に次に定める経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

E種優先株式1株当たりの経過E種優先配当金相当額は、分配目において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にE種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記のE種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② E 種優先株主または E 種優先登録株式質権者に

対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(E 種優先株主の議決権)

- 第19条の5 E種優先株主は、全ての事項につき株主総会に おいて議決権を行使することができない。
 - ② 前項の規定にかかわらず、E 種優先株主は、当該優先株式に係る優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下本条において同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、当該議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時から、当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 19 条の 6 E 種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間(以下「E 種優先株式の取得請求期間」という。)中、当該決議で定める取得の条件により当会社がE 種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(新設)

変更案

対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(E 種優先株主の議決権)

- 第19条の5 E種優先株主は、全ての事項につき株主総会に おいて議決権を行使することができない。
 - ② 前項の規定にかかわらず、E 種優先株主は、当該優先株式に係る優先配当金の額全部(優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下本条において同じ。)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、当該議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時から、当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第19条の6 E種優先株主は、<u>次に</u>定める取得を請求することができる期間(以下「E種優先株式の取得請求期間」という。)中、<u>当会社に対して、自己の有するE種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社はE種優先株主がかかる取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を当該E種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。</u>

<u>E 種優先株式の取得請求期間は、2024年10月1</u> 日から2048年9月30日までとする。

ただし、次項に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、 (i) 取得請求日における当会社の発行可能株 式総数から、取得請求日における当会社の発行 済株式総数および取得請求日における新株予約 権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到 現行定款変更案

② 当会社は、E種優先株式の取得と引換えに、E 種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

③ 普通株式1株当たりの取得価額(以下「取得価額」という。)は、当初、E種優先株式の発行に 先立って取締役会の決議で定める方法により算 出される額とし、当該決議により取得価額の修 正および調整の方法を定めることができるもの とする。当会社は、当該決議により取得価額の 修正を定める場合、修正される額の下限を定め るものとし、取得価額が下限として定める額を 下回った場合、取得価額は下限として定める額 に修正されるものとする。 来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数および新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいます。

- ② 当会社は、E 種優先株式の取得と引換えに、E 種優先株主が取得の請求をした E 種優先株式数に 1,000円 (ただし、E 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、E 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- ③ 普通株式1株当たりの取得価額(以下「取得価額」という。)は、当初、取得請求期間の初日に 先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当会社の普通 株式が複数の金融商品取引所に上場されている 場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における 当会社の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。) の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、 取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回 る場合は、下限取得価額とする。
- 取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下 「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、

(新設)

現行定款	変更案
	決定日(当日を含む。)までの直近の5連続取引
	日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取
	引日ではない場合は、決定日の直前の取引日ま
	での5連続取引日とする。)の当会社の普通株式
	の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未
	満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切
	り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算
	の結果、修正後取得価額が第6項に定める下限
	取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下
	限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の
	初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、第
	7項に定める取得価額の調整事由が生じた場
	する金額に調整される。
(新設)	⑤ 取得価額には上限を設けない。
(新設)	⑥ 下限取得価額は、284円とする(ただし、次項
	による調整を受ける。)。
(新設)	
	かに該当する場合には、取得価額(下限取
	得価額を含む。)を取得価額調整式により調
	整する。取得価額調整式の計算については、
	円位未満小数第1位まで算出し、その小数
	第1位を切り捨てる。
(新設)	(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.
	に定義する。以下同じ。)を下回る払込
	金額をもって普通株式を発行または自
	己株式である普通株式を処分する場合
	(無償割当ての場合を含む。)(ただし、
	取得請求権付株式等または取得条項付
	株式等が取得または行使され、これに対
	して普通株式が交付される場合を除
	< 。)
	調整後取得価額は、払込期日(払込期間
	が定められた場合は当該払込期間の末
	日とする。以下同じ。) (無償割当ての場
	合はその効力発生日)の翌日以降、また
	<u>は株主に募集株式の割当てを受ける権</u>
	利を与えるためもしくは無償割当ての
	ための基準日がある場合はその日の翌
	日以降、これを適用する。
(新設)	(ii) 株式の分割をする場合
	調整後取得価額は、株式の分割のための
	基準日に分割により増加する普通株式

現行定款	変更案
	数(基準日における当会社の自己株式で
	ある普通株式に係り増加する普通株式
	数を除く。)が交付されたものとみなし
	て取得価額調整式を適用して算出し、そ
	の基準日の翌日以降、これを適用する。
(新設)	(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る
	価額(下記ニ.に定義する。以下本号、
	<u>下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.</u>
	<u>(iv)において同じ。)をもって当会社の</u>
	普通株式の交付を請求できる取得請求
	権付株式等を発行する場合(無償割当て
	の場合を含む。)
	調整後取得価額は、当該取得請求権付株
	式等の払込期日(新株予約権の場合は割
	当日) (無償割当ての場合はその効力発
	生日)に、または株主に取得請求権付株
	式等の割当てを受ける権利を与えるた
	<u>めもしくは無償割当てのための基準日</u>
	がある場合はその日に、当該取得請求権
	付株式等の全部が当初の条件で取得ま
	たは行使されて普通株式が交付された
	ものとみなして取得価額調整式を適用
	して算出し、その払込期日(新株予約権
	の場合は割当日) (無償割当ての場合は
	その効力発生日)の翌日以降、またはそ
	の基準日の翌日以降、これを適用する。
	上記にかかわらず、上記の普通株式が交
	付されたものとみなされる日において
	価額が確定しておらず、後日一定の日
	(以下「価額決定日」という。)に価額が
	決定される取得請求権付株式等を発行
	した場合において、決定された価額が取
	得価額調整式に使用する時価を下回る
	場合には、調整後取得価額は、当該価額
	決定日に残存する取得請求権付株式等
	の全部が価額決定日に確定した条件で
	取得または行使されて普通株式が交付
	されたものとみなして取得価額調整式
	を適用して算出し、当該価額決定日の翌
	日以降これを適用する。
(新設)	(iv)当会社が発行した取得請求権付株式等
	に、価額がその発行日以降に修正される
	条件(本イ.または下記ロ.と類似する

現行定款	変更案
	<u> </u>
	されている場合で、当該修正日における
	修正価額が取得価額調整式に使用する
	時価を下回る場合
	調整後取得価額は、修正日に、残存する
	当該取得請求権付株式等の全部が修正
	価額で取得または行使されて普通株式
	が交付されたものとみなして取得価額
	調整式を適用して算出し、当該修正日の
	翌日以降これを適用する。
	なお、かかる取得価額調整式の適用に際
	しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じ
	て、調整後取得価額を適用する日の前日
	において有効な取得価額に、調整係数を
	乗じた額を調整前取得価額とみなすも
	<u>のとする。</u>
(新設)	(a) 当該取得請求権付株式等について
	当該修正日の前に上記(iii)または
	本(iv)による調整が行われていな
	<u>い場合</u>
	調整係数は1とする。
(新設)	(b) 当該取得請求権付株式等について
	当該修正日の前に上記(iii)または
	<u>本(iv)による調整が行われている</u>
	場合であって、当該調整後、当該修
	正日までの間に、第4項による取得
	<u>価額の修正が行われている場合</u>
	調整係数は1とする。
	ただし、下限取得価額の算定におい
	ては、調整係数は、上記(iii)または
	<u>本(iv)による直前の調整を行う前</u>
	の下限取得価額を当該調整後の下
	限取得価額で除した割合とする。
(新設)	(c) 当該取得請求権付株式等について
	当該修正日の前に上記(iii)または
	本(iv)による調整が行われている
	場合であって、当該調整後、当該修
	正日までの間に、第4項による取得
	価額の修正が行われていない場合
	調整係数は、上記(iii)または本(iv)
	による直前の調整を行う前の取得
	価額を当該調整後の取得価額で除
	した割合とする。

現行定款	変更案
(新設)	(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得
	価額調整式に使用される時価を下回る価
	額をもって普通株式を交付する場合
	調整後取得価額は、取得日の翌日以降こ
	れを適用する。
	ただし、当該取得条項付株式等について
	既に上記(iii)または(iv)による取得価額
	の調整が行われている場合には、調整後
	取得価額は、当該取得と引換えに普通株
	式が交付された後の完全希薄化後普通株
	式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取
	得の直前の既発行普通株式数を超えると
	きに限り、当該超過する普通株式数が交
	付されたものとみなして取得価額調整式
	を適用して算出し、取得の直前の既発行
	普通株式数を超えないときは、本(v)に
	よる調整は行わない。_
(新設)	<u>(vi) 株式の併合をする場合</u>
	調整後取得価額は、株式の併合の効力発
	生日以降、併合により減少した普通株式
	数(効力発生日における当会社の自己株
	式である普通株式に係り減少した普通株
	式数を除く。) を負の値で表示して交付普
	通株式数とみなして取得価額調整式を適
	用して算出し、これを適用する。
(新設)	ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほ
	か、合併、会社分割、株式交換または株式
	移転等により、取得価額(下限取得価額を
	含む。) の調整を必要とする場合は、取締役
	会が適当と判断する取得価額(下限取得価
	<u>額を含む。)に変更される。</u>
(新設)	<u>ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、</u>
	調整後取得価額を適用する日に先立
	<u>つ5連続取引日の当会社の普通株式</u>
	<u>の毎日の終値の平均値(終値のない日</u>
	数を除く。) とする。ただし、平均値
	の計算は円位未満小数第1位まで算出
	し、その小数第1位を切り捨てる。な
	お、上記5連続取引日の間に、取得価
	額の調整事由が生じた場合、調整後取
	得価額は、本項に準じて調整する。
(新設)	(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取
	得価額」は、調整後取得価額を適用す

現行定款	変更案
	<u>る日の前日において有効な取得価額と</u>
	<u>する。</u>
(新設)	(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普
	通株式数」は、基準日がある場合はそ
	の日 (上記イ. (i)ないし(iii)に基づ
	き当該基準日において交付されたもの
	とみなされる普通株式数は含まない。)
	の、基準日がない場合は調整後取得価
	額を適用する日の1ヶ月前の日の、当
	会社の発行済普通株式数(自己株式で
	ある普通株式数を除く。) に当該取得価
	額の調整の前に上記イ.およびロ.に
	基づき「交付普通株式数」とみなされ
	た普通株式であって未だ交付されてい
	ない普通株式数(ある取得請求権付株
	式等について上記イ. (iv)(b)または
	(c)に基づく調整が初めて適用される
	日(当該日を含む。)からは、当該取得
	請求権付株式等に係る直近の上記イ.
	<u>(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立</u>
	<u>って適用された上記イ. (iii)または</u>
	(iv)に基づく調整により「交付普通株
	式数」とみなされた普通株式数は含ま
	ない。) を加えたものとする。
(新設)	(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当た
	<u>りの払込金額」とは、上記イ. (i)の</u>
	場合には、当該払込金額(無償割当て
	の場合は0円)(金銭以外の財産による
	払込みの場合には適正な評価額)、上記
	<u>イ. (ii)および(vi)の場合には0円、</u>
	上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価
	額(ただし、(iv)の場合は修正価額)
	<u>とする。</u>
(新設)	<u>ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)</u>
	において「価額」とは、取得請求権付株式
	等または取得条項付株式等の発行に際し
	て払込みがなされた額 (新株予約権の場合
	には、その行使に際して出資される財産の
	価額を加えた額とする。)から、その取得
	または行使に際して当該取得請求権付株
	式等または取得条項付株式等の所持人に
	交付される普通株式以外の財産の価額を
	控除した金額を、その取得または行使に際

現行定款	変更案
	して交付される普通株式数で除した金額
	<u>をいう。</u>
(新設)	ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通
	株式数」とは、調整後取得価額を適用する
	日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)
	に従って既発行普通株式数に含められて
	いる未だ交付されていない普通株式数で
	当該取得条項付株式等に係るものを除い
	て、当該取得条項付株式等の取得により交
	付される普通株式数を加えたものとする。
(新設)	<u>へ</u> . 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各
	行為に係る基準日が定められ、かつ当該各
	行為が当該基準日以降に開催される当会
	社の株主総会における一定の事項に関す
	る承認決議を停止条件としている場合に
	は、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかか
	わらず、調整後取得価額は、当該承認決議
	をした株主総会の終結の日の翌日以降に
	これを適用する。
(新設)	ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.
	第2文を適用する前の調整後取得価額と
	調整前取得価額との差額が1円未満にと
	どまるときは、取得価額の調整は、これを
	行わない。ただし、その後取得価額調整式
	による取得価額の調整を必要とする事由
	が発生し、取得価額を算出する場合には、
	取得価額調整式中の調整前取得価額に代
	えて調整前取得価額からこの差額を差し
	引いた額(ただし、円位未満小数第2位ま
	でを算出し、その小数第2位を切り捨て
	る。) を使用する。
(新設)	⑧ 第3項ないし第7項に定める取得価額(第19
	条の8に定める一斉取得価額を含む。以下本項
	において同じ。) は、希薄化防止および異なる種
	類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈
	されるものとし、その算定が困難となる場合ま
	たは算定の結果が不合理となる場合には、当会
	社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他
	の合理的に必要な措置をとるものとする。
(金銭を対価とする取得条項)	(金銭を対価とする取得条項)
(金銭を対価とりる取付条項) 第19条の7 当会社は、E種優先株式の発行に先立って取締	(金銭を対価とする取付采填) 第19条の7 当会社は、2030年9月30日以降、取締役会が
	
役会の決議によって定める事由が生じた場合に	別に定める日 <u>(以下「取得日」という。)</u> が到来

現行定款変更案

取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 当会社は、前項に基づくE種優先株式の取得と 引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株 式の払込金額相当額を踏まえてE種優先株式の 発行に先立って取締役会の決議によって定める 額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする一斉取得)

第19条の8 当会社は、E種優先株式の取得請求期間の末日 までに当会社に取得されていない E 種優先株式 の全てを、E種優先株式の取得請求期間の末日 をもって取得する。この場合、当会社は、かか るE種優先株式を取得するのと引換えに、各E 種優先株主に対し、その有する E 種優先株式数 にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額(た だし、E種優先株式につき、株式の分割、株式 無償割当て、株式の併合またはこれに類する事 由があった場合には、適切に調整される。)を乗 じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式 を交付するものとし、その詳細は E 種優先株式 の発行に先立って取締役会の決議によって定め る。当該取締役会では交付すべき普通株式数の 上限の算定方法を定めることができる。E種優 先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の

したときは、法令上可能な範囲で、E 種優先株式の全部または一部を取得することができる。 ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当会社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる E 種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を E 種優先株主に対して交付するものとする。なお、E 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第19条の6第1項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 当会社は、前項に基づく E 種優先株式の取得と 引換えに、E 種優先株式 1 株につき、1,000 円(た だし、E 種優先株式につき、株式の分割、株式 無償割当て、株式の併合またはこれに類する事 由があった場合には、適切に調整される。) に経 過E 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交 付する。なお、本項においては、第19条の4 第1項に定める経過E 種優先配当金相当額の計 算における「残余財産の分配が行われる日」お よび「分配日」をいずれも「取得日」と読み替 えて、経過E 種優先配当金相当額を計算する。

(普通株式を対価とする一斉取得)

第19条の8 当会社は、E 種優先株式の取得請求期間の末日 までに当会社に取得されていない E 種優先株式 の全てを、E種優先株式の取得請求期間の末日 の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって 取得する。この場合、当会社は、かかるE種優 先株式を取得するのと引換えに、E種優先株主 に対し、その有する E 種優先株式数に 1,000 円 (ただし、E 種優先株式につき、株式の分割、 株式無償割当て、株式の併合またはこれに類す る事由があった場合には、適切に調整される。) を乗じた額を普通株式の時価 (「普通株式の時 価」とは、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始 まる30連続取引日の当会社の普通株式の毎日 の終値の平均値(終値のない日数を除く。)に相 当する金額(円位未満小数第1位まで算出し その小数第1位を切り捨てる。)とし、以下「-

現行定款	変更案
数に1株に満たない端数がある場合には、会社	斉取得価額」という。) で除した数の普通株式を
法第 234 条に従ってこれを取扱う。	交付するものとする。ただし、かかる計算の結
	果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合
	は、一斉取得価額は下限取得価額とする。なお、
	E 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通
	株式の数に1株に満たない端数がある場合に
	は、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
第3章の3 優先株式の共通事項	第3章の3 優先株式の共通事項
第 20 条~第 22 条 (条文省略)	第 20 条〜第 22 条 (現行どおり)
第4章 株主総会	第4章 株主総会
第 23 条~第 28 条 (条文省略)	第 23 条~第 28 条 (現行どおり)
第 23 末 ⁻ 第 20 末 (未入音 mi)	第25 来 ⁻ 第26 来 (死日と45 9)
第5章 種類株主総会	第5章 種類株主総会
第 29 条~第 30 条 (条文省略)	第 29 条~第 30 条 (現行どおり)
第6章 取締役および取締役会	第6章 取締役および取締役会
第 31 条~第 41 条 (条文省略)	第 31 条~第 41 条 (現行どおり)
第7章 監査等委員会	第7章 監査等委員会
第 42 条~第 44 条 (条文省略)	第 42 条~第 44 条 (現行どおり)
After a steel state	Attropy of the Selection
第8章 計算	第8章 計算
第 45 条~第 48 条 (条文省略)	第 45 条〜第 48 条 (現行どおり)
(附則)	(附則)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
カルホ (本人日四)	

以上